

# 2015 年度(平成 27 年度) 事業報告

当振興会は、昭和 38 年に設立して以来、半世紀の永きに亘って京都府内の私学の振興と教職員の福祉向上のため多大の貢献を果たしてきました。

平成 27 年度も、年度当初に定めた事業計画に基づいて私学振興事業・私学会館事業・教職員福利厚生事業などの諸事業を確実に実施して、私学の振興発展に寄与貢献しました。

## 事業の状況

### 〔1〕資金運用

当振興会は、京都府内の私立学校の振興発展を目的とする公益財団法人として、保有資金の運用によって得た果実(運用益)を主な収入源として私学支援事業を行っており、従って、資金の運用は当振興会にとって最も重要な業務です。

平成 27 年度の資金運用環境は、年末までは円安・株高が続き米国が利上げに踏み切るなど好調な状態が続いていましたが、1 月以降は原油価格の下落と中国経済の沈下等の要因により世界経済は急速に悪化し、日銀がマイナス金利政策に踏み切るなど、年度末まで混乱が続きました。

そのような厳しい運用環境のもと、当振興会はポートフォリオの変更により為替変動の影響を受けることの少ない運用により 3 億円近い安定的な運用収益を得ることができました。

### 〔2〕私学教育充実助成金交付事業

私学関係団体の事業活動を資金面より支援する私学教育充実助成金交付事業は、私学教育の充実を目的とする公益法人である当振興会にとって最も重要な事業です。

平成 27 年度も各私学関係団体より提出された事業計画に沿って、前年度比 40%アップの総額 1 億 96 万円の助成を行いました。

各私学関係団体への助成金の詳細は、後掲の「I 私学振興事業(私学教育充実助成金交付事業)」に記載のとおりです。

### 〔3〕顕彰奨学金事業

当振興会の顕彰奨学金制度は、平成 17 年に創設して以来当年度をもって創設 10 周年を迎えました。この間 300 人を超える個人・団体に、京都私学振興会賞を授賞し奨学金を給付して、府内の私立学校の教育・文化芸術・スポーツの振興に多大の貢献を果たしてまいりました。

6 月 7 日(日)には、第 10 回の授賞式と併せて、多くの来賓を招いて創設 10 周年記念祝賀会を開催しました。

第 10 回の受賞者は、後掲の「I 私学振興事業(顕彰奨学金事業)」に記載のとおりです。

### 〔4〕教育機器の寄贈

当振興会は収入の全てを私学支援事業に還元することにしてあります。平成 26 年度には府内の全ての私立学校に電子黒板を寄贈しましたが、平成 27 年度も前年度に引

き続き、全ての私立小学校・中学校・高等学校に AED(自動体外式除細動器)を寄贈しました。

寄贈台数・寄贈額等の詳細は、後掲の「Ⅰ私学振興事業(教育機器の寄贈)」に記載のとおりです。

#### [5] 私学広報

私学を巡る環境が年々厳しくなる中で、当振興会は「がんばる私学を応援する公益法人」として、各私立学校の教育方針と充実した教育内容、私学で学んだ素晴らしい先人達を広く府民の皆さんに知って頂くため、ラジオ放送・新聞広報・WEB を通じて広報活動を行いました。

ラジオ放送・新聞広報等の詳細は、後掲の「Ⅰ私学振興事業(私学広報)」に記載のとおりです。

#### [6] 私学関係団体職員研修会の実施

京都私学会館には、当振興会を含めて 5 つの私学関係団体が事務室を設置していますが、各私学関係団体に勤務する事務職員の資質向上を図り情報交換を行うことは極めて重要であるため、当年度も事務職員研修会を実施しました。

研修会の日時・参加者・研修内容等の詳細は、後掲の「Ⅰ私学振興事業(私学関係団体事務職員研修会)」に記載のとおりです。

#### [7] 会館事業

京都私学会館は、私学関係団体の事業活動の拠点として、また私学関係者の教育研修活動の場として設置された会館であるため、各私学関係団体に事務室を貸与すると共に、私学関係者の会議・研修・講演会等の用に供しています。

当会館は、交通至便の立地条件と美しい外観と最新の設備を備えた会館として高い評価を得ており、私学関係者のみならず、広く一般企業や団体、個人の会議等の用にも供しています。

平成 27 年度も、私学関係者及び一般企業関係者を含めて多くの方々が利用されました。

会館の利用状況の詳細は、後掲の「Ⅱ私学会館事業 Ⅲ収益事業(貸会議室事業)」に記載のとおりです。

#### [8] 教職員福利厚生事業

教職員の福利厚生事業は、私学教育の充実のため極めて重要な事業です。当振興会は『京都私学互助会』を組織して私学に勤務する教職員及びその家族に対する福利厚生事業を行っています。

平成 27 年度も、医療・慶弔・退会一時金等の給付事業、厚生文化事業、貸付事業等の諸事業を積極的に推進しました。

教職員福利厚生事業の詳細は、後掲の「Ⅳその他の事業(共益事業)」に記載のとおりです。

#### [9] 情報の公開

公益法人は、業務運営の透明化と適正化を図るため諸情報の公開が要求されていま

す。

当振興会では、公益法人に関する法律に基づき、定款・役員等報酬規程・役員名簿・予算・決算書等の書類を事務所に備えて開示するとともに、インターネット上に京都私学振興会と京都私学会館の2サイトのホームページを設けて、充実した情報を広く公開しています。

京都私学振興会  
京都私学会館

<http://www.kyt-shigakushinkoukai.jp>

<http://www.kyt-shigakukaikan.or.jp>

#### **〔10〕 役員の変更**

当振興会の役員(理事・監事)の任期満了に伴い、6月8日開催の評議員会において役員改選をおこなった。改選された役員の名簿は後掲の「VI 役員等名簿 1. 役員」に記載のとおりです。

#### **〔11〕 理事会等の開催・役員等名簿**

理事会・評議員会・各委員会の開催状況、その他の当振興会の会務の状況及び、当振興会の理事・監事・評議員・各委員会等の名簿は、後掲の「V 会議等に関する事項」 「VI 役員等名簿」に記載のとおりです。